

IASB の動向 (2014年8月～2014年10月)

ASBJ 研究員 原 寛

I. 基準等の公表

1. IASB が IAS 第 27 号「個別財務諸表」の狭い範囲の修正を公表 (2014年8月12日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、「個別財務諸表における持分法」(IAS 第 27 号の修正) を公表した。この IAS 第 27 号の修正は、企業が個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを認めるものである。

本修正は、一部の法域において個別財務諸表を IFRS に移行する際の手助けとなり、投資者が利用できる情報を減らさずにコンプライアンス・コストを低減することができる。

本修正は、初回の公開アジェンダ・コンサルテーションの際に IASB が受けた要望に応えるものである。

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から発効する。

2. IASB が「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) を公表 (2014年9月11日)

IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に

対する投資」(2011年)の狭い範囲の修正を公表した。

本修正は、投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出を扱う際の、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号 (2011年)の要求事項の間で認識されている不整合を解消するものである。本修正の主要な影響は、売却取引が IFRS 第 3 号「企業結合」で定義される事業 (それが子会社として処分されるか否かを問わず) に関わるものである場合には、利得又は損失の全額が認識される。一方、売却取引が事業を構成しない資産に関わるものである場合には、当該資産が子会社として処分される場合であっても、利得又は損失の一部だけが認識される。

本修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から発効する。

3. IASB が「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」を完了 (2014年9月25日)

IASB は、「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」を公表した。

IASB は、必要ではあるが緊急ではない IFRS の修正が他のプロジェクトの一部として含まれない場合に、当該修正を行うために年次改善プロセスを使用している。修正を複数の断片的な変更として扱わずに単一の文書の形で示

すことにより、IASB は、すべての関係者にとっての変更の負担を軽減することを図っている。

「IFRS の年次改善 2012—2014 年サイクル」は、年次改善について 2012—2014 年サイクルの中で提起された論点に対応した一連の IFRS の修正である。これらの修正は、公開草案「IFRS の修正案、IFRS の年次改善 2012—2014 年サイクル」（2013 年 12 月公表）に含まれていた提案に関するものである。

本修正の発効日は 2016 年 1 月 1 日である。

II. 公開草案等の公表

1. IASB が IAS 第 12 号「法人所得税」の修正案を公表（2014 年 8 月 20 日）

IASB は、IAS 第 12 号「法人所得税」の修正案を公表した。

IAS 第 12 号は、繰延税金資産を含めた法人所得税の会計処理を扱っている。公表された修正は、公正価値で測定される負債性金融商品に係る繰延税金資産の会計処理方法を明確化するガイダンスを提案している。修正案は、実務上の不統一に対応して提案されているものであり、企業が税務上の欠損金を報告する状況に関連している。

この論点は IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）への論点提出がきっかけとなった。これに対応して、解釈指針委員会は、IASB が IAS 第 12 号を修正することを提案した。

本公開草案「未実現損失に係る繰延税金資産の認識」（IAS 第 12 号の修正案）は一般のコメントを求めるため 120 日間公開される。

2. IASB が子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定に関する提案を公表（2014 年 9 月 16 日）

IASB は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に活発な市場における相場価格がある場合の当該投資の公正価値での測定に関する提案を詳述した公開草案を、一般のコメントを求めるために公表した。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、IAS 第 27 号「個別財務諸表」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案は、下記に関して寄せられた疑問への対処を目的としたものである。

- (a) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位、並びにそれらの投資に活発な市場における相場価格がある場合（相場価格のある投資）の公正価値測定
- (b) 資金生成単位が活発な市場における相場価格のある企業に対応している場合（相場価格のある資金生成単位）の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定

本修正案は、企業は相場価格のある投資及び相場価格のある資金生成単位の公正価値を、企業が保有している当該投資を構成する個々の金融商品の相場価格と金融商品の数量との積として測定すべきであることを明確にしている。

本公開草案には、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する設例の修正案も含まれている。IFRS 第 13 号の第 48 項における例外の適用に関して寄せられた質問を明確化するためのものである。この設例は、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーの公正価値測定を例示している。

本公開草案は、一般のコメントを求めるために120日間公開される。

3. IASB が料金規制の財務上の影響の報告に関するディスカッション・ペーパーを公表 (2014年9月17日)

IASB は、ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」を一般のコメントを求めるために公表した。

多くの政府が、企業による特定の種類の活動の供給及び価格設定を規制している。これらの活動には、通常、当該法域において顧客にとって不可欠と考えられている財又はサービスの供給を伴うものである。これには、運送サービス、いくつかの種類の保険証券、ガス・電気・水道などの公益事業などが含まれる。料金規制の中には、料金規制対象企業が稼得できる収益及び利益の金額だけでなく、関連するキャッシュ・フローの時期にも著しく影響を与える形態のものがある。

本ディスカッション・ペーパーは、原価回収とインセンティブ・アプローチの両方の要素を含んだ種類の料金規制を記述している。この種の料金規制は「定義された料金規制」と呼ばれる。本ディスカッション・ペーパーは、IASB が識別した定義された料金規制の顕著な特徴が、最も重大な財務上の影響を有する料金規制の類型を十分に反映しているのかどうかに関するコメントを求めている。

本ディスカッション・ペーパーには、具体的な会計処理の提案は含まれていない。実際には、料金規制対象活動に関するどのような情報が財務諸表利用者にとって最も有用なのかを検討し、料金規制の財務上の影響をどのように報告するのが最善なのかを決定する際にIASB が考慮することのできる考え得るアプローチ（及びそれに付随する利点と欠点）を概説している。

本ディスカッション・ペーパーは、IFRS 第

14号「規制繰延勘定」の表示及び開示の要求事項を、IASB がこの協議からのフィードバックの結果として開発する可能性のある将来の提案の基礎とすべきかどうかについてもコメントを求めている。IFRS 第14号は、2014年1月に、IASB がこのプロジェクトを完了するまでの暫定的な対応として公表された。

ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」は、2015年1月15日まで、コメントを求めるために公開される。

Ⅲ. その他のIASB 関連のプレスリリース

1. IASB が金融商品の減損に関する移行リソース・グループのメンバーを公表 (2014年8月22日)

100か国以上で使用が要求されているIFRSに責任を有するIASB は、減損移行リソース・グループ (ITG) のメンバーを公表した。ITG は、2014年7月に公表されたIFRS 第9号「金融商品」の新しい減損規定を適用する際に発生するであろう論点について、利害関係者を支援する。

ITG の目的は、利害関係者向けにフォーラムを提供し、IFRS 第9号 (2014年) により発生するであろう適用上の論点を議論することである。ITG は、自身でガイダンスを発行することはないが、適用の不統一を解決するために対応が必要な場合があれば、どのような対応が必要かどうかをIASB が判断する際に役立つ情報を提供する。会議にはバーゼル銀行監督委員会を含む規制当局がオブザーバーとして参加する。

IASB は、ITG が年2から3回程度 (提出された論点の量と複雑性に応じて) 会議を持つことを想定している。最初の会議は2014年第4四半期に予定されており、近日中に詳細が公表される。すべての会議は公開され、議長はIASB メンバーのSue Llyod氏が務める。

利害関係者は、ITG の会議に潜在的な適用上の論点を提出することができる。IASB スタッフは提出された個々の論点を評価し、ITG の会議での議論の優先順位づけを行う。

メンバー

| | | |
|------------------------|---------------------|--|
| Wayne Basford 氏 | BDO | Partner, IFRS leader Asia Pacific |
| Graham Dyer 氏 | Grant Thornton | Senior Manager, National Professional Standards Group |
| Paul Fallon 氏 | Standard Bank Group | Head of Group Risk Model Development and Model Management |
| William Hayward 氏 | Barclays | Director, Head of Regulatory Risk |
| Helen Killoch 氏 | Bank of Montreal | Vice-President and Chief Accountant |
| John McDonnell 氏 | PwC | Partner in Banking and Capital Markets Group and Global Accounting Consulting Services |
| 南里 哲男氏 | 三菱東京 UFJ 銀行 | 調査役, 融資企画部 格付・自己査定グループ |
| Hervé Phaire 氏 | Deloitte | Partner, FSI Risk Advisory |
| George Prieksaitsis 氏 | Ernst & Young | Partner, Financial Services Organisation; Leader of the EY Financial Accounting Advisory Services business in Canada |
| Jörg Michael Scharpe 氏 | Deutsche Bank | Group Reporting Director for External Capital and Risk Reporting |
| Chris Spall 氏 | KPMG | Partner, Internal Standards Group, Global IFRS Financial Instruments Leader |
| Yu Xiaofel 氏 | Bank of China | Accounting Manager |

オブザーバー

- Karen Stothers 氏 (Basel Committee on Banking Supervision)
- Pablo Perez 氏 (Basel Committee on Banking Supervision)
- Ton Meershoek 氏 (IOSCO)

IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団の公式コメント：欧州連合における IFRS の使用の影響に関する欧州委員会のコンサルテーション（2014 年 10 月 27 日）

IFRS 財団は、欧州連合（EU）における IFRS の使用の影響に関する欧州委員会（EC）のコンサルテーションに対して、公式なコメント・レターを提出した。その主要なメッセージの概要は以下のとおりである。

IAS 規制の目的は現在も妥当なものであり、IFRS の適用が EU に便益をもたらしたことは明らかであると確信している。2005 年に IFRS を適用する以前は、EU は共通の財務報告言語を有していなかった。IFRS の適用は EU 域内だけでなく世界的にも、財務報告の品質、透明性、比較可能性の観点から良い影響をもたらしている。したがって、IFRS は世界共通の言語を提供するものである。

EU などの法域が仮に IFRS に対して修正を行うと、IFRS を適用していることにはならず、

IFRS という世界的に認知された言語を使用する便益を失うことになる。この場合、EU 企業はもはや IFRS が提供する世界的な財務報告パスポートの便益を得ることができなくなってしまう。投資家も比較可能な数字、ひいては本質的な情報を奪われることになってしまう。

独立した組織である IASB によって開発される IFRS は、新体制の EC における優先度の高い課題に関連して、重要な役割を担うことができると確信している。財務報告要求の単一セットの使用は、資本市場同盟 (Capital Markets Union) の提案を成功させるために欠かせないものである。資本市場のグローバルな性質や世界的に認知されたベスト・プラクティスを反映した EU 域内における比較可能性のニーズに鑑みると、IFRS だけがそれらの要求に応えることができる。

IFRS で報告を行う企業によって提供される透明性の高い財務報告は、資本市場の参加者がより効率的かつ情報に基づいた資源配分並びにその他の経済的意思決定を行う手助けとなると共に、資本提供者に対して投資をより魅力的なものにする。したがって、比較可能でかつ親しまれた財務報告言語の使用が、新体制の EC が求める EU の成長に必要な投資を促進するための不可欠なものである。

2. 佐藤隆文氏が IFRS 財団の評議員に就任 (2014 年 10 月 30 日)

IASB の監督機関である IFRS 財団の評議員会は、モニタリング・ボードが佐藤隆文氏の IFRS 財団評議員への就任を承認したことを発表した。

佐藤隆文氏は、世界第 3 位の証券取引所の自主規制機関である日本取引所自主規制法人の理事長を務めている。佐藤氏は 2007 年から 2009 年まで金融庁長官を務め、在任中に、日本での IFRS の適用に向けてのロードマップ (日本企

業の IFRS 任意適用の容認を含む) の作成を指揮した。佐藤氏は IFRS 財団モニタリング・ボードの創立メンバーでもあった。

佐藤氏の任期は 2014 年 11 月 1 日に開始した。2017 年 12 月 31 日に任期が満了するが、さらに 3 年間の再任が可能である。佐藤氏は、評議員会副議長の藤沼亜起氏の退任を受けて就任する。

3. IFRS 財団とモニタリング・ボードが覚書 (MoU) の更新に合意 (2014 年 10 月 30 日)

IFRS 財団とモニタリング・ボードは、覚書 (MoU) の更新に合意した。改訂後の覚書は、2014 年 1 月のブラジル証券取引委員会及び韓国金融委員会のモニタリング・ボード・メンバーとしての指名を受けて、メンバーの増加に関する技術的な変更を反映すると共に、メンバーに関するその他の追加の変更に対応する技術的な変更を反映している。また、モニタリング・ボードは、メンバーの増加を反映させるため、その憲章も更新した。

V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2014 年 9 月 22 日～24 日)
- 通常会議 (2014 年 10 月 22 日～24 日、一部 FASB との合同会議)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2014 年 9 月 16 日～17 日にロンドンの IASB 本部で開催された (詳細については、本誌 98 頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい)。

VI. その他の IASB 関連会議

- 2014年9月25日～26日 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌52頁の「2014年9月 ASAF 会議について」を参照いただきたい。)
- 2014年9月29日～30日 世界会計基準設定主体 (WSS) 会議 (ロンドン) (詳細については、本誌65頁の「2014年 WSS 会議報告」を参照いただきたい。)
- 2014年10月16日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC) との会議 (ロンドン) (詳細については、本誌110頁の「CMAC (2014年10月) 出席報告」を参照いただきたい。)
- 2014年10月31日 収益認識に関する共同の移行リソース・グループ (TRG) 会議 (ロンドン及び米国ノーウォーク) (詳細については、本誌116頁の「収益認識に係る IASB・FASB 共同移行リソース・グループの活動内容」を参照いただきたい。)